

行方市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人行方市社会福祉協議会が開設する行方市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 行方市社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 茨城県行方市玉造甲478番地1

上記以外の事業所の所在地

茨城県行方市麻生2744番地23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1名（常勤職員 行方市社会福祉協議会事務局長と兼務）

・管理者は、事業所を代表し事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名以上（常勤職員）

・サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

(3) 訪問介護員等

介護福祉士等 3名以上（常勤及び非常勤職員）

・訪問介護員等は訪問介護の提供に当たる。

訪問介護員の人数は必要に応じて増減する。

(4) 事 務 員 若干名（常勤職員）

・事務職員は事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。）

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業時間外でも電話等により連絡可能な体制をとる。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。(12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。)
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後8時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護、第1号訪問事業(以下「訪問介護等」という。)の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

また、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。なお、第1号訪問事業の利用料は、行方市が定める額とする。

- (1) 身体介護に関する内容
- (2) 生活援助に関する内容

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所を起点として片道1キロメートル当たり32円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、行方市の区域内とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な(年1回以上)研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置(責任者:管理者)
- (5) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所に勤務する職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。
- 3 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項については、事業所の管理者が社会福祉法人行方市社会福祉協議会と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月20日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。